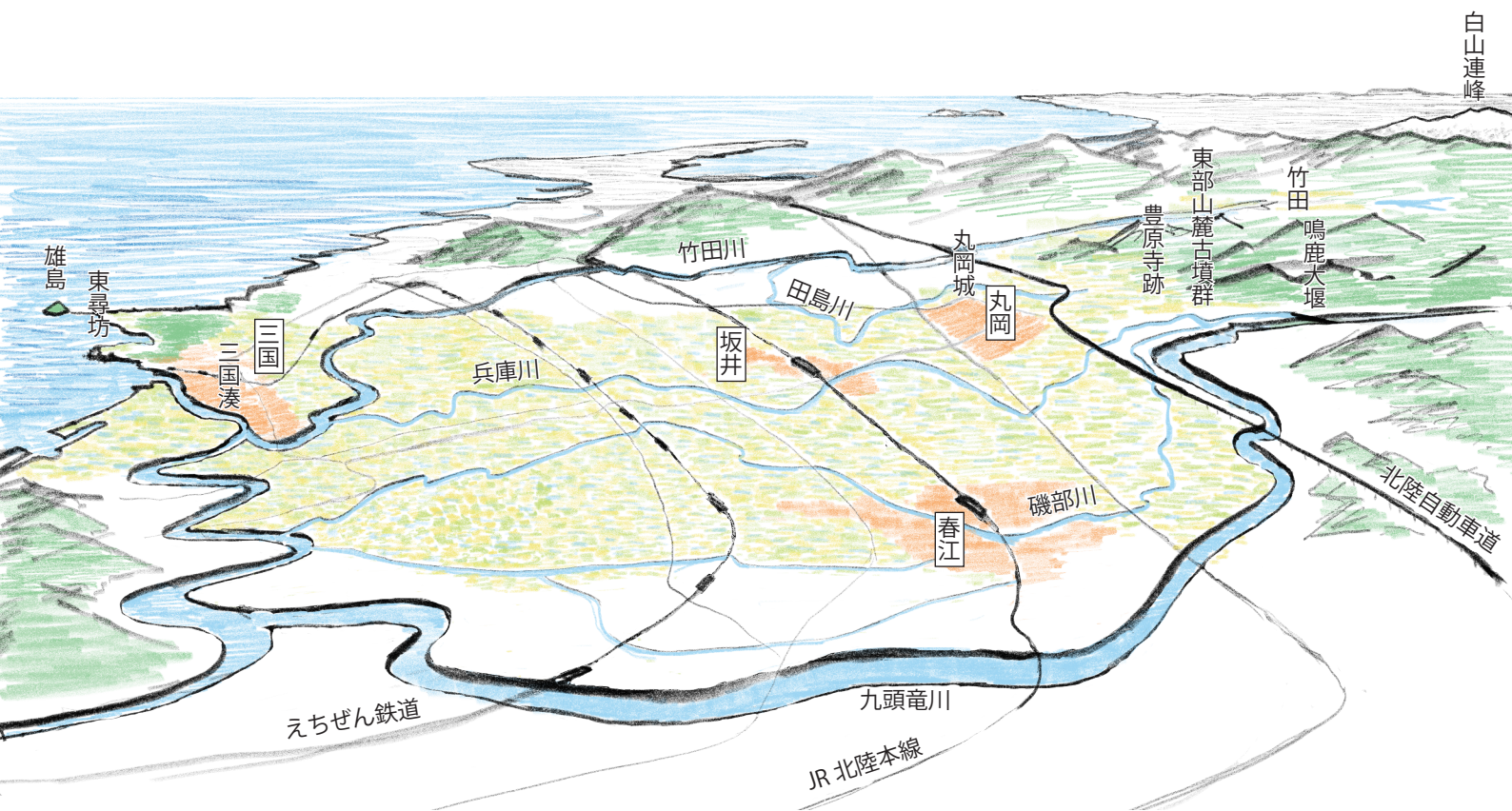


坂井市文化財保存活用地域計画



令和4年7月
坂井市

目次

序章 計画作成の背景と目的、基本的事項	1
1. 計画作成の背景と目的	1
2. 計画の位置づけと計画期間および作成体制	2
3. 計画における用語の定義	6
第1章 坂井市の概要	9
1. 自然環境	10
2. 社会環境	15
3. 歴史的環境	24
第2章 坂井市の文化財の概要	31
1. 文化財の概要	32
2. 文化財調査の概要	43
第3章 坂井市の歴史文化の特徴	53
1. 文化のみちが育んだ坂井市の歴史文化	54
2. 坂井市の歴史文化の大テーマと小テーマ	57
第4章 文化財の保存・活用の課題と基本方針	67
1. 将来像と基本理念	68
2. ふるさと坂井のおたからの保存・活用の取組み状況	69
3. ふるさと坂井のおたからの保存・活用に関する課題	74
4. 基本方針	77
第5章 関連文化財群と文化財保存活用区域	81
1. 関連文化財群	82
2. 文化財保存活用区域	112

第 6 章 文化財の保存・活用の取組み	115
1. 市全域での取組み	116
2. 関連文化財群における取組み	125
3. 文化財保存活用区域における取組み	135
第 7 章 文化財の防災・防犯	145
1. 防災・防犯の課題	146
2. 防災・防犯および災害時の方針と取組み	146
第 8 章 文化財の保存・活用の推進体制と進行管理	149
1. 推進体制	150
2. 計画の進行管理	151

資料編（別冊）

1. 計画作成の経緯
2. 坂井市文化財保存活用地域計画協議会委員名簿
3. 坂井市文化財保護審議会委員名簿
4. 坂井市文化財一覧（ふるさと坂井のおたから一覧）
5. 国指定等文化財一覧
6. 県指定文化財一覧
7. 市指定文化財一覧
8. 未指定文化財一覧
9. 関連文化財群構成文化財（おたから）一覧
10. 文化財保存活用区域の文化財（おたから）一覧
11. 周知の埋蔵文化財包蔵地一覧
12. 寺社一覧
13. 文化財所有者・管理者アンケート調査票
14. 文化財所有者・管理者アンケート結果
15. おたから調査票
16. おたから調査結果
17. 鳴鹿地区農家建築群位置図
18. ワークショップアンケート結果
19. フォーラムアンケート結果
20. 学校教育活動一覧

序章 計画作成の背景と目的、基本的事項

1. 計画作成の背景と目的

文化財は、地域の歴史や文化を物語る遺産であり、地域の人々に誇りと愛着心をもたらす精神的なよりどころとして受け継がれてきた。しかし近年、少子高齢化や過疎化の進行による担い手の減少により、文化財を未来へ継承していくことが困難になりつつある。また、人々の価値観が多様化する中で、地域の祭礼や伝統行事が縮小されるなど、市民が文化財を意識する機会も減少している。このような文化財を取り巻く社会状況や価値観の変化により、地域の中で守られてきた貴重な文化財が消滅や散逸の危機に直面していくと考えられる。これらの大切さを多くの人と共有し、市民一人ひとりが理解し、次世代に確実に継承していくことは、現在の私たちが担うべき重要な責務となっている。

日本海と山地、その間の九頭竜川流域に坂井平野が広がるという変化に富んだ自然環境と歴史文化に恵まれた坂井市には、多様で多彩な文化財が市域に存在する。

古代から越の国の中枢を担った歴史を物語る六呂瀬山古墳群や、日本海を通じた諸地域との交流・交易の重要な玄関として発展した三国湊、天下の奇勝と称される東尋坊や現存 12 天守のひとつである丸岡城天守といった文化財は、国指定等文化財や日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の構成文化財として知られている。しかし、市内の各集落で受け継がれている行事や、暮らしの中できぐ当たり前のものとして捉えられている田園風景、農業や漁業などの生業、食生活に関する文化や自然など、市民にとっての身近な文化財は、ふるさと坂井の歴史文化を語る上で欠くことができないものであるにもかかわらず、その多くについて指定等がなされておらず、これまで十分に光が当てられてきたとは言いがたい。

本市は、平成 18（2006）年に旧坂井郡の三国町、丸岡町、春江町、坂井町の合併によって誕生した。市内の 4 町は歴史的にも深いつながりがあり、地理的な条件からも交流が活発に行われてきた。合併後は、それらのつながりから 4 町の融和を目指すとともに、市が制定する「まちづくり基本条例」により、市民と市との協働のまちづくりの基礎を築いてきた。市民が主体となってまちづくりを行う組織として市内 23 地区のまちづくり協議会が位置付けられ、各地区のコミュニティセンターを拠点に市民相互の結びつきを深める活動を進め、地区単位で郷土への愛着心を育む取組みが行われてきた。しかし、こうした取組みと、文化財の保存・活用は必ずしも十分な連携が図られてきておらず、とりわけ文化財行政としては、文化財調査、所有者や管理者への支援などの機会以外に、市民や地域のまちづくりとの接点は極めて希薄であったと言わざるを得ない。本計画作成の過程で実施した市民や大学などとの連携による参加型の調査や各まちづくり協議会との協働によるワークショップによって、こうした取組みは緒に就いたばかりであり、今後の継続性やさらなる充実が重要である。

また、令和 5（2023）年度末に予定されている北陸新幹線の福井県内延伸を間近に控え、本市においても文化財の活用による観光の促進や地域活性化を目指した施策が展開されている。これまでの文化財行政は、行政の関連部局との連携についても十分に図られてきたとは言えず、文化財の本来の価値を適切に継承した上で活用を進めるためには、専門的な調査に基づいた価値の顕在化と長期的な視野に立った保存・活用の方針の共有化が急務となっている。

本計画では、未指定を含む本市の歴史文化を構成する多様な文化財を「ふるさと坂井のお

たから」と位置付け、市民や各地区と文化財行政の間にあった距離を縮めるとともに、これらを保存・活用することが、住み続けられる「ふるさと坂井」という市としての連帯感、一体感を醸成する契機となることを目指す。また、分野横断的なマスタープラン兼アクションプランとして、市民や各地区が主役となった歴史文化を活かしたまちづくりを進めるための共通の行動指針として、本計画を作成したものである。

2. 計画の位置づけと計画期間および作成体制

(1) 計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づき、坂井市教育委員会が文部科学省令で定めるところにより作成する。また、作成にあたっては令和2（2020）年に策定された福井県文化財保存活用大綱を勘案した。さらに本市の文化財行政における最上位の計画として位置付ける。なお、本市の最上位計画である「第二次坂井市総合計画（計画期間：令和2（2020） - 令和11（2029）年）」が示す本市全体の将来像を踏まえ、第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の他、関連する他分野の計画等との整合性を図りながら作成する。またこの計画は、文化財の保存・活用に関する基本計画（マスタープラン）であるとともに、設定した計画期間の中で実施すべき行動計画（アクションプラン）としての役割も担う。

さらに、平成27（2015）年の国連サミットで採択された国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の17のゴールのうち、特に関連が深い「4 質の高い教育をみんなに」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「15 陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献するものである。

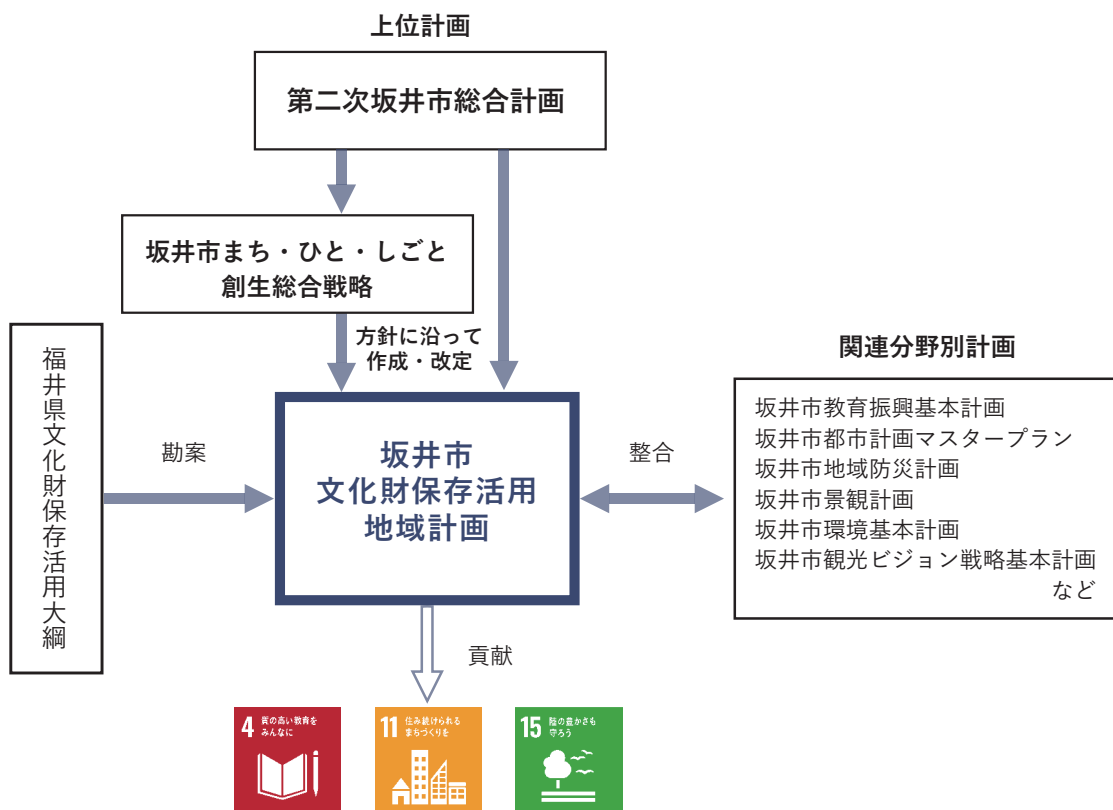


図1 上位計画および関連計画との位置づけ

①上位計画の位置づけ

■第二次坂井市総合計画

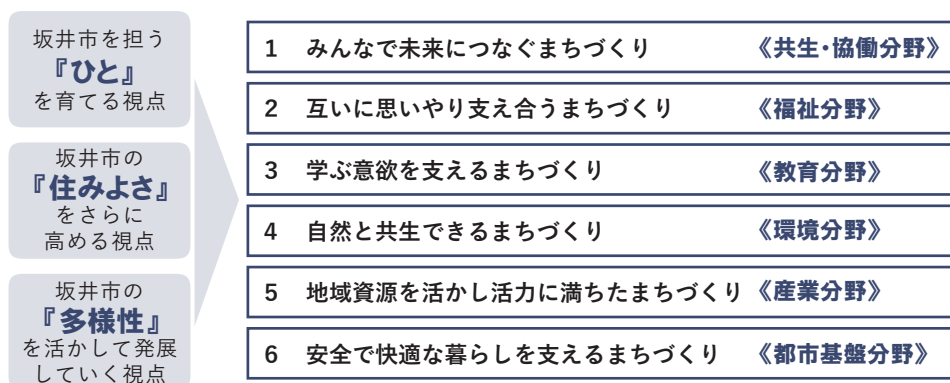
【令和2年度策定】計画期間：令和2(2020)年度～令和11(2029)年度

坂井市総合計画において、まちづくりの基本は「ひと」という姿勢のもと、「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」を将来像として掲げ、施策の実行には「ひと」を育てる視点、「住みよさ」を高める視点、「多様性」を活かして発展していく視点の3つの視点を設けている。将来像達成のための3つの視点にある「多様性」では、市内の地域固有の歴史と文化を背景に、個性ゆたかな地域から成り立つまちの「多様性」を活かした取組みの重要性が掲げられている。また、6つの施策分野を設定し、必要に応じて各施策分野を横断して戦略的に取り組むとしている。

6つの施策分野のうち「教育分野」においては、それぞれの地域固有の歴史や文化に関する知識を深め、守り育てる心の醸成に取組み、次世代に継承する方向性を示している。

坂井市の将来像

輝く未来へ…みんなで創る希望のまち
～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～



■第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略

【令和2年度策定】計画期間：令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、総合計画に掲げる将来像の実現のため、本市に豊富にある彩りゆたかな自然環境、歴史、伝統文化など、地域の個性や宝となる地域資源を有効に活用しながら、地域の特性に即した対応や各政策分野の取組みを展開していくものとしている。

②関連計画の位置づけ

■第二次坂井市教育振興基本計画

【令和3年度策定】計画期間：令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

坂井市教育振興基本計画では、目指すべき4つの人間像のひとつとして「ふるさとや自然を愛し、地域の文化や伝統を大切にする人」と定めている。また教育は、学校、家庭および地域社会が連携して行うものであり、教育活動に全ての市民が参加することを目指している。

■坂井市地域防災計画【平成 19(2007) 年度策定】

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、坂井市防災会議が策定した。地域における災害予防、災害応急対策および復旧・復興等に関する内容を定めている。文化課は、災害対策本部における教育施設・文化班として「所管施設の被害調査及び応急対策」、「災害時の文化財の保護、被害調査及び応急対策」に体制づけられている。

災害予防計画の火災予防計画では、文化財火災予防対策として、火災・風水害・雪害の予防体制や防火施設の整備強化を示しており、災害・震災応急対策計画の文教対策計画においては、文化財保護対策として、文化財保護に関わる法及び条例の規定に基づく災害発生の届出と文化財の保護復旧を示している。

■第二次坂井市環境基本計画

【令和 2 年度策定】 計画期間：令和 3 (2021) 年度～令和 12(2030) 年度

「彩り豊かな自然を育む ひと まち さかい」を目指すべく 5 つの行動方針のひとつに、「豊かな自然と歴史資源の保全・育成」を設定している。各地区の自然に培われた歴史・文化を後世に残していくための環境保全施策を推進し、豊かな自然と歴史環境を守り育てていく取組みを示している。

■坂井市都市計画マスタープラン【平成 20(2008) 年度策定、令和元 (2019) 年度改定】

坂井市都市計画マスタープランでは、「地域の個性・魅力を高め、次の次代に継承する」ことを都市づくりの 5 つの目標の 1 つとしている。地域の特性を活かした市街地拠点として、三国湊の歴史的な街なみや丸岡城を核とした市街地づくりを進め、培われた歴史文化を大切に守り育てることを景観づくりの基本方針として設定している。

■坂井市景観づくり基本計画・坂井市景観計画【平成 20(2008) 年度策定】

坂井市景観づくり基本計画は、本市の特性を活かした美しいまちの実現を目指していく上での総合的な指針であるとともに、市民と行政が共に考え協力し合いながら市民主役の景観づくりを実現していくための指針である。計画では、本市固有の地域資源を効率性や目新しさに捉われず、その価値を再評価し、次代に残す必要があるとしており、景観づくりの基本目標として、雄大な自然、培われた歴史文化を大切に守り育てることを掲げている。

坂井市景観計画では、湊町地区、城周辺地区の 2 つの特定景観計画区域を設け、良好な景観の形成に関する具体的な行為の制限や基準を示している。特定景観計画区域においては、各地区の個性を活かした町並み形成のための地区施設の修景整備や民間建築物の修景等に対する助成等を行っている。



図 2 坂井市景観計画区域と 2 つの特定景観計画区域

(2) 計画期間

本計画の期間は、第二次坂井市総合計画の計画期間を踏まえ、総合計画の改定を反映した更新をすることに鑑み、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とする。なお、本計画に記載した措置などの取組みを適切に進捗管理し、社会情勢や文化財行政の状況を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行っていく。なお、計画の見直しにより、認定を受けた計画を変更する場合（計画期間や市の区域内に存する文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更）は、文化庁長官による変更の認定（文化財保護法第183条の4）を受ける。また、それ以外の軽微な変更を行った場合は、変更の内容について福井県を経由して文化庁に報告を行う。

計画名	年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
第二次 坂井市 総合計画	基本 構想	10年間											
	基本 計画	前期基本計画 5年間					後期基本計画 5年間						
第二次 坂井市総合戦略		第二次 5年間 PDCA(単年更新機能)					第三次 5年間 PDCA(単年更新機能)						
坂井市 文化財保存活用 地域計画		10年間											

図3 計画期間

(3) 作成体制

計画の作成にあたっては、坂井市文化財保存活用地域計画協議会に対して令和元（2019）年8月19日の第1回協議会の場で諮問を行い、令和4（2022）年2月13日に開催された第7回協議会において答申を受けた内容を基本とした。同協議会は学識経験者、市民、まちづくりや観光関係団体、行政関係者から構成されるものであり、坂井市教育委員会文化課を事務局とした。また、令和4（2022）年2月18日に開催された坂井市文化財保護審議会への意見聴取を経て、令和4（2022）年2月22日に開催された坂井市定例教育委員会で議決を行い、作成したものである。なお、市全域における文化財の保存・活用の計画である点を重視して、庁内関係各課と連絡・調整を行いながら、作成作業を進めた。

3. 計画における用語の定義

(1) 計画対象

文化財保護法において、文化財を「我が国や地域の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」としている。また、文化財の種類として、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6種類が定められている。その他埋蔵文化財、文化財の保存技術についても保存・保護の対象とされている。これらの文化財は、従来、個々の文化財として、その単体としての価値を捉えて、指定等によって保護の措置が行われてきた。

本市には、指定等された文化財だけでなく、人々の暮らしと深く結びつき、大切に守られてきた未指定文化財が数多く存在することから、文化財保護法に基づく指定等の有無、有形・無形に関わらず、こうした人々の営みの結果としてうみだされた遺産を、広義の文化財として「ふるさと坂井のおたから」（以下「おたから」と略）と位置づけ、計画の対象とする。

本計画では、従来の文化財類型のみならず、坂井市の歴史文化の特徴（第3章に詳述）を踏まえた独自のおたからとして、文学作品や豊かな水の恵みを象徴する湧水や清水、重要な視点場や視対象への眺望などのほか、土地に刻まれた歴史と密接に関連する小字地名などを幅広く捉えるものとする。こうした「おたから」の価値は、自然環境や人々の活動、文化財の保存・活用の拠点となる施設など、「文化財を取り巻く周辺環境」と一体となっこそ高められるものとする。

これらのことから、本計画ではこの「おたから」と「文化財を取り巻く周辺環境」の結びつきにより生み出される総体を「歴史文化」と定義する。本計画は、「おたから」の価値や魅力を高め、まちづくりなどに活かすことによって、歴史文化を未来に継承していくことを目指すものである。



写真1 坂井平野から望む白山連峰



写真2 えちぜん鉄道から見る麦秋の風景

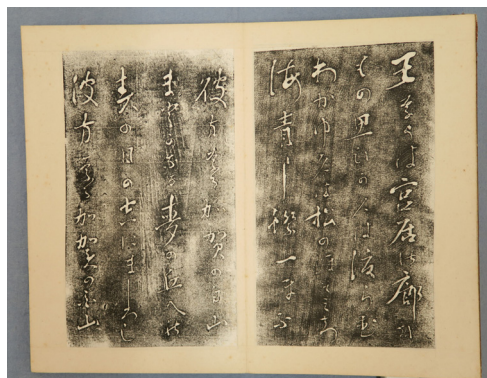


写真3 三好達治の三国在住中の作品『春の旅人』

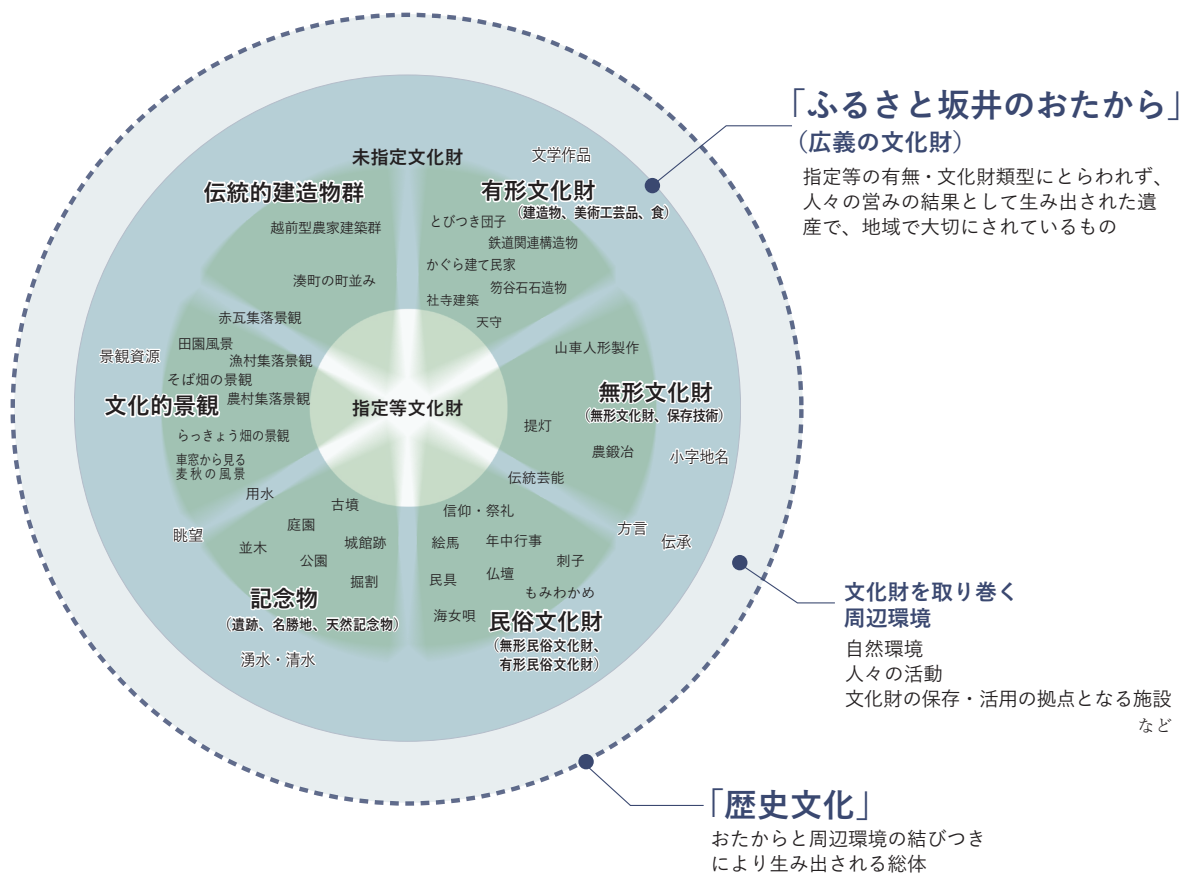


図4 「ふるさと坂井のおたから」と歴史文化の概念

(2) 地名の表記方法

本計画において、地名を記載する場合にどの地区を示すのか混同が起きやすいため、表現方法の原則的な考え方を整理する。

現代の記述においては、「坂井市」「三国町」「丸岡町」「春江町」「坂井町」と表現する。また、「旧三国町」「旧丸岡町」「旧春江町」「旧坂井町」と表現するときには、合併前の旧町での施策などについて記述する場合とする。

